

理事長	園長			担当者

第二号第一様式
(第二十三条第四項関係)

法人単位事業活動計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

法人名 : 社会福祉法人 小桜福祉会

(単位 : 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益			
		老人福祉事業収益			
		児童福祉事業収益			
		保育事業収益	113,835,900	120,564,770	△ 6,728,870
		障害福祉サービス等事業収益			
		生活保護事業収益			
		医療事業収益			
		〇〇収益			
		経常経費寄附金収益			
		その他の収益			
	サービス活動収益計(1)	113,835,900	120,564,770	△ 6,728,870	
	費用	人件費	89,403,787	94,531,897	△ 5,128,110
		事業費	13,154,955	13,792,891	△ 637,936
		事務費	10,650,775	10,822,683	△ 171,908
授産事業費用					
〇〇費用					
利用者負担軽減額					
減価償却費		2,128,486	2,051,697	76,789	
国庫補助金等特別積立金取崩額		△ 536,503	△ 521,383	△ 15,120	
徴収不能額					
徴収不能引当金繰入					
その他の費用					
サービス活動費用計(2)	114,801,500	120,677,785	△ 5,876,285		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 965,600	△ 113,015	△ 852,585	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益			
		受取利息配当金収益	9,657	11,275	△ 1,618
		有価証券評価益			
		有価証券売却益			
		投資有価証券評価益			
		投資有価証券売却益			
	その他のサービス活動外収益	1,562,900	1,625,100	△ 62,200	
	サービス活動外収益計(4)	1,572,557	1,636,375	△ 63,818	
	費用	支払利息			
		有価証券評価損			
有価証券売却損					
投資有価証券評価損					
投資有価証券売却損					
その他のサービス活動外費用	1,341,600	1,323,600	18,000		
サービス活動外費用計(5)	1,341,600	1,323,600	18,000		
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		230,957	312,775	△ 81,818	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		△ 734,643	199,760	△ 934,403	

理事長	園長			担当者

第二号第一様式
(第二十三条第四項関係)

法人単位事業活動計算書

(自) 平成28年4月1日 (至) 平成29年3月31日

法人名 : 社会福祉法人 小桜福祉会

(単位 : 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益			
	施設整備等寄附金収益			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
	固定資産受贈額			
	固定資産売却益			
	その他の特別収益			
	特別収益計(8)	0	0	0
	費用			
	基本金組入額			
資産評価損				
固定資産売却損・処分損	48,729		48,729	
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)				
国庫補助金等特別積立金積立額	907,200		907,200	
災害損失				
その他の特別損失				
特別費用計(9)	955,929	0	955,929	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	△ 955,929	0	△ 955,929	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	△ 1,690,572	199,760	△ 1,890,332	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	4,280,020	7,080,260	△ 2,800,240
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	2,589,448	7,280,020	△ 4,690,572
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	5,000,000	0	5,000,000
	その他の積立金積立額(16)	0	3,000,000	△ 3,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	7,589,448	4,280,020	3,309,428

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。